平成２２年（フ）第５６８号
千葉県柏市柏６丁目７番24号サムソンコート501
債務者　加藤　政子（旧姓風澤）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３７号
北九州市八幡西区椋枝２丁目３番20号
債務者　氷室ハルノ
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７０７号
北九州市小倉南区朽網西４丁目24番１―201号
債務者　村田　敦子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７４４号
北九州市門司区社ノ木２丁目１番12―508号
債務者　阿南　　進
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７８４号
北九州市若松区原町12番４―12号
債務者　藤原　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７９９号
北九州市小倉北区片野新町２丁目11番25―205号
債務者　葛城奈緒美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８２４号
北九州市八幡西区陣山２丁目３番18号
債務者　千々松俊一
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８２５号
北九州市八幡西区永犬丸４丁目３番５号
債務者　山中　正之
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８２６号
北九州市小倉北区下到津３丁目１番31号
債務者　出光由紀子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８３６号
北九州市八幡西区上上津役２丁目18番42号103
債務者　村藤　史織
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９０号
福島県石川郡玉川村大字岩法寺字和久88番地の33
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7669番地２、前住所滋賀県栗東市下戸山446番地
債務者　松井　忠彦
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２９号
宮崎市高岡町内山3277番地１　市営住宅山下Ｅ棟１号、前住所宮崎県日南市大堂津２丁目８番１―428号
債務者　山田　真希
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３４号
宮崎市曽師町235番地
債務者　橋口　公恵
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５５号
宮崎市大字恒久4106番地11　西田ビル302号、前住所宮崎市大字郡司分丙9858番地２　ホークフラップビル305号
債務者　馬場　和人
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０５号
神奈川県横須賀市久里浜２丁目13番２号　長島方１号室
債務者　鈴木　厚子（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１６２８号
愛知県日進市岩崎町南口129番地１
債務者　高野　千鶴
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０５号
青森市沖館４丁目２番１号　柿崎アパート２階５号
債務者　高橋　竹廣
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係